

平成28年度の建設工事に係る入札・契約制度 の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成28年4月から実施しますので、お知らせします。

I 工事成績評定点の評価期間

一般競争入札（条件付）では、**入札に参加することができる者の資格**として、過去4年間の工事成績評定点の平均が一定基準以下でないことを条件としていますが、本年1月に工事成績の評定方法を改定したことから、**平成28年6月1日から平成29年5月31日までに入札公告を行う工事は、平成24年4月1日から平成27年12月31日までの工事成績評定点の平均で評価**を行います。なお、平成28年1月1日から同年3月31日までの工事成績評定点は、平成29年6月1日以降の公告で活用します。

II 県発注工事における現場代理人の常駐緩和

県発注工事における**現場代理人の常駐緩和**については、平成25年度から実施していますが、**平成28年4月からは、3件の工事（既契約工事を含む。）で現場代理人の兼務を認めます**。なお、兼務可能件数以外の要件については、変更ありません。

常駐緩和要件	旧	新
兼務可能件数	2件以内 であること。 <small>※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。</small>	3件以内 であること。 <small>※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。</small>
当初請負代金	当初請負代金の合計が、2,500万円（建築一式工事は5,000万円）未満であること。	
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例1： 従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例2： 従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

Ⅲ 社会保険等未加入対策

元請負業者に対する**社会保険等未加入の一次下請業者^{※1}との下請契約の原則禁止**については、昨年10月から一次下請契約の請負代金総額が3千万円（建築一式工事は4千5百万円）以上の工事を実施していますが、**平成28年10月1日以降**に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事からは、国の対策に準じ、**一次下請契約の請負代金総額にかかわらず原則禁止**とします。

注1 社会保険等未加入の一次下請業者とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業許可を有する一次下請業者である。ただし、当該届出義務がない者を除く。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

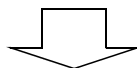
Ⅳ 総合評価落札方式の見直し

平成28年4月1日以降に入札公告する工事から、次のとおり総合評価落札方式の見直しを行います。

1 企業の施工実績に係る評価の変更

【例：現行】

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式
① 企業 の 施 工 実 績	平成12年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	（発注規模）以上の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	3.0	/3.0	別記様式1-2
		（発注規模の1/2）以上の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	2.0		
		（発注規模の1/2）未満の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	岡山県が発注した〇〇工事のうち、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間～（中略）～評定点の平均点。（以下省略）	67点以上	3.0	/3.0	/
		66.5点以上 67点未満	2.5		
		66点以上 66.5点未満	2.0		
		65点以上 66点未満	1.5		
		65点未満又は実績なし	0.0		



【例：変更後】

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式
① 企業 の 施 工 実	平成13年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	（発注規模）以上の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	3.0	/3.0	別記様式1-2
		（発注規模の1/2）以上の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	2.0		
		（発注規模の1/2）未満の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		

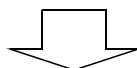
績	岡山県が発注した〇〇工事のうち、平成24年4月1日から平成27年12月31日までの間～(中略)～評定点の平均点。(以下省略) 注2	67点以上	3.0	/3.0
		66.5点以上 67点未満	2.5	
		66点以上 66.5点未満	2.0	
		65点以上 66点未満	1.5	
		65点未満又は実績なし	0.0	

注2 評価項目の評定点の平均点を算出する期間の変更については、平成28年6月1日以降の公告分から適用されます。なお、平成28年1月1日から同年3月31日までの評定点は、これまでの評定方法と異なることから、平成29年6月1日以降の公告で活用します。

2 配置予定技術者の能力に係る評価の変更

【例：現行】

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式		
② 配置 予定 技術 者の 能力	保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	別記様式 2-2		
		上記に該当しない。	0.0				
	平成12年度以降に発注された同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として(発注規模)以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	4.0	/4.0			
		主任技術者又は監理技術者として(発注規模の1/2)以上の(指定する工	3.0				
	(中略)						
		上記のいずれにも該当しない。	0.0				
	岡山県が発注した工事のうち、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間～(中略)～評定点の平均点。(以下省略)	67点以上	5.0	/5.0			
		66.5点以上 67点未満	4.0				
		66点以上 66.5点未満	3.0				
		65点以上 66点未満	2.5				
65点未満又は実績なし		0.0					
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続学習制度(CPDS)における学習の実績	取得した単位数(ユニット数)が20ユニット以上	1.0	/1.0	別記様式 2-3			
	上記に該当しない	0.0					



【例：変更後】

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式		
② 配置 予定 技術 者の 能力	保有する資格 注3	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	別記様式 2-2		
		1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後5年以上	0.5				
		上記に該当しない。	0.0				
	平成13年度以降に発注された同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として(発注規模)以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	4.0	/4.0			
		主任技術者又は監理技術者として(発注規模の1/2)以上の(指定する工	3.0				
	(中略)						
		上記のいずれにも該当しない。	0.0				
	岡山県が発注した工事のうち、平成24年4月1日から平成27年12月31日までの間～(中略)～評定点の平均点。(以下省略) 注4	67点以上	5.0	/5.0			
		66.5点以上 67点未満	4.0				
		66点以上 66.5点未満	3.0				
65点以上 66点未満		2.5					
65点未満又は実績なし		0.0					
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の一	取得した単位数(ユニット数)が20ユニット以上	1.0	/1.0	別記様式			

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する 継続学習制度（CPDS）における学習の実績 注5	取得した単位数（ユニット数）が10ユニット以上	0.5	2-3
	上記に該当しない	0.0	

注3 評価項目の保有する資格については、発注工種により評価する資格が異なります。

注4 評価項目の評定点の平均点を算出する期間の変更については、平成28年6月1日以降の公告分から適用されます。なお、平成28年1月1日から同年3月31日までの評定点は、これまでの評定方法と異なることから、平成29年6月1日以降の公告で活用します。

注5 継続学習制度については、評価を行わない発注工種があります。また、発注工種により設定が評価する資格や評価を行う単位数が異なります。

V 優良建設工事表彰制度

平成28年度以降に成績評定を行った県発注工事について、平成29年度から**優良建設工事表彰を行うとともに、総合評価落札方式における評価について検討**します。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>)から → 画面左上の「組織で探す」をクリック → 「土木部」をクリック → 「技術管理課」をクリック

【問合せ先】

入札制度の見直しについて
 土木部技術管理課技術指導班
 TEL 086-226-7460